

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手当の算定方法を、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45（現行100分の20）を乗じて得た額の合計額に、年間支給割合100分の330（現行100分の410）を乗じて得た額に改正するものである。

第2 施行期日

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行するものとする。

議提議案第二号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

平成三十年三月七日

提出者 濱井初男

東津村衛

小林正人

津田健児

三谷哲央

前野和美

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の二十」を「百分の四十五」に、「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手当の算定方法の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

第九条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 (略)

第九条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十七・五、十二月に支給する場合においては百分の二百十一・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 (略)

現 行

（傍線部分は改正部分）

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案 について

第1 条例改正の内容

議会経費の縮減のため、平成30年4月1日から平成31年4月29日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1人当たり15万円から8万4千円に減額するものである。

第2 施行期日

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行するものとする。

議提議案第三号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成三十年三月七日

提出者 濱井 初男

東津村

小林正人

豊衛

津田健児

前谷哲央

三館直人

野和美

館三谷哲央

田直人

津前野和美

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）

（傍線部は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
157 (略)	8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に 交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にか かわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗 じて得た額とする。	157 (新設) (略)	

平成30年定例会 提出議案件名一覧表

議案第1号	平成29年度三重県一般会計補正予算(第8号)	※2月28日採決済
議案第2号	平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)	
議案第3号	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第3号)	
議案第4号	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
議案第5号	平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)	
議案第6号	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)	
議案第7号	平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第3号)	
議案第8号	平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)	
議案第9号	平成30年度三重県一般会計予算	
議案第10号	平成30年度三重県県債管理特別会計予算	
議案第11号	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算	
議案第12号	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算	
議案第13号	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	
議案第14号	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算	
議案第15号	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算	
議案第16号	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算	
議案第17号	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第18号	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第19号	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算	
議案第20号	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算	
議案第21号	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算	
議案第22号	平成30年度三重県水道事業会計予算	
議案第23号	平成30年度三重県工業用水道事業会計予算	
議案第24号	平成30年度三重県電気事業会計予算	
議案第25号	平成30年度三重県病院事業会計予算	
議案第26号	三重県子ども基金条例案	
議案第27号	住宅宿泊事業法施行条例案	

議案第28号	三重県いじめ防止条例案
議案第29号	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第30号	三重県部制条例の一部を改正する条例案
議案第31号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第32号	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
議案第33号	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第34号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第35号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第36号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第37号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第38号	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
議案第39号	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
議案第40号	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
議案第41号	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
議案第42号	免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第43号	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
議案第44号	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
議案第45号	三重県県税条例の一部を改正する条例案
議案第46号	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第47号	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案
議案第48号	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例案
議案第49号	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
議案第50号	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
議案第51号	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第52号	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
議案第53号	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
議案第54号	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第55号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第56号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第57号	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第58号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
議案第59号	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
議案第60号	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
議案第61号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
議案第62号	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例案
議案第63号	主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案
議案第64号	包括外部監査契約について
議案第65号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第66号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第67号	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
議案第68号	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
議案第69号	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
議案第70号	中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
議案第71号	工事請負契約について(一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事)
議案第72号	工事請負契約の変更について(一般国道169号(土場バイパス)道路改良(新土場トンネル(仮称))工事)
議案第73号	工事請負契約の変更について(中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事)
議案第74号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第75号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第76号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第77号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第78号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第79号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第80号	第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
議案第81号	平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号)
議案第82号	平成29年度三重県債管理特別会計補正予算(第3号)
議案第83号	平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
議案第84号	平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号)
議案第85号	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第4号)
議案第86号	平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)

議案第87号	平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第88号	平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第89号	平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第90号	平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第93号	平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
議案第94号	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）
議案第95号	平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）
議案第96号	平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
議案第97号	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
議案第98号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第99号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第100号	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第101号	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第102号	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第103号	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第104号	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第105号	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第106号	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第107号	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第108号	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第109号	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第110号	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第111号	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第112号	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第113号	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第114号	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案
議案第115号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

- 議案第116号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第117号 調停の合意について
議案第118号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
議提議案第1号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年定例会2月定例月会議 請願審査結果一覧表

区分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2	1		1				
継続分								
計	2	1		1				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件 名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
戦略企画雇用経済	請45号	核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	津市乙部14-18 ヒバクシャ国際署名をすすめる三重県民の会 代表者 田中 茂二郎	山本 里香 岡野 恵美 稻森 稔尚	採択	
健康福祉病院	請46号	国民健康保険の一元化において、県民生活に配慮しながら、持続可能な国民健康保険制度を設計運営していくことを求めることについて	津市觀音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稻森 稔尚	不採択	

平成30年定例会2月定例月会議 意見書案一覧表

平成30年3月

[意見書案]

○議員発議

意見書案第1号 旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する
補償等を求める意見書案

○戦略企画雇用経済常任委員会提出

意見書案第2号 核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案

意見書案第1号

旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等
を求める意見書案

上記提出する。

平成30年3月8日

提出者

芳野正英
山本里香
岡野恵美
倉本崇弘
稻森尚助
野村保夫
下島幸子
吉川智新
木津直樹
石田成生
大久保孝榮
山内道明
小林正人
長田隆尚

旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める意見書案

昭和23年に制定された優生保護法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、精神疾患や遺伝性疾患などを理由に、本人の同意を得ずに優生手術を行うこと（強制不妊手術）を認めてきた。日本弁護士連合会の調査では、障がい等を理由に行われた優生手術の件数は、全国で約25,000件とされ、そのうち約16,500件は、本人の同意を得ずに行われていたとされている。

平成8年に、優生保護法は、優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別となっているとして母体保護法に改められたものの、政府は、実施当時適法に行われた強制不妊手術であれば補償の対象にならないとの立場に基づき、強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行ってこなかった。自由権規約委員会などの国際機関からは、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置を講じるよう勧告されているが、これらの措置は実現するに至っていない。強制不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンにおいては、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置が講じられており、我が国においても、これらの取組に留意する必要がある。

強制不妊手術は、子どもを産み育てるかどうかを決定する機会を奪うという意味において、憲法第13条によって保障された幸福追求の権利に関わる重大な問題であり、それを受けた当事者の身体的及び精神的な苦痛は耐え難いものであったと言わなければならない。強制不妊手術を受けた当事者の高齢化が進む状況に鑑みれば、一刻も早く強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行っていくことが必要である。

よって本県議会は、国に対し、早期に下記の事項について措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 強制不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪を行うとともに、補償等を行うための立法措置等の必要な措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋 裕幸

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

厚生労働大臣

法務大臣

意見書案第2号

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案

上記提出する。

平成30年3月13日

提出者

戦略企画雇用経済常任委員長 濱井初男

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案

平成 29 年 7 月に、国際法史上初めて核兵器の開発、使用等を禁止した核兵器禁止条約が、国連において 122 カ国の賛成で採択された。

同条約の採択は、長年の被爆者の悲願である核「廃絶」ではないものの、全面的な「禁止」が実ったものであり、人類史上の快挙として歓迎すべきことである。

また、世界各国の都市が加盟している平和首長会議は、平成 29 年 8 月の第 9 回総会において、「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決するなど、核兵器のない世界を望む声は大きく高まっている。

それだけに、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約への参加を検討する意思を表明し、核兵器のない平和な世界の実現に向け、イニシアチブを発揮することが強く求められているところである。

よって、本県議会は、国に対し、核兵器禁止条約への署名と批准に向けた建設的な議論を進めることを要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

外務大臣

平成30年定例会2月定例月会議 決議案一覧表

平成30年3月

[決議案]

○議員発議

決議案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

決議案第1号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

上記提出する。

平成30年3月13日

提出者

倉本 崇 弘

稻森 稔 尚

野村 保 夫

小島 智 子

大久保 孝 栄

山内 道 明

小林 正 人

長田 隆 尚

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

我が国で「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会が開催されることは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて我が国の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、本県は古くから産業や観光など様々な面で大阪・関西との結びつきも強いことから、このような国際博覧会が大阪・関西で開催されることは、開催地のみならず、産業振興や観光文化交流等の促進など、本県への大きな波及効果も期待できるところである。

よって、本県議会は、大阪・関西での2025年国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内気運の醸成など、必要な取組を国、地元大阪府・大阪市、経済界とともに積極的に推進する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

三重県部制条例の一部改正に伴い、健康福祉病院常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うものである。

第2 施行期日

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行するものとする。

議提議案第 号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成三十年三月 日

提出者 議会運営委員長 藤田宜三

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「健康福祉病院常任委員会」を「医療保健子ども福祉病院常任委員会」に改め、同号イ中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連する」と。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定による健康福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際に旧条例の規定による健康福祉病院常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	改 正 案	現 行
	(常任委員会の所管等)	(常任委員会の所管等)
第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。	第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。	第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。
一・三 (略)	一・三 (略)	一・三 (略)
四 医療保健子ども福祉病院常任委員会 イ 医療保健部の所管及びこれに関連すること。 ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。 ハ (略)	四 健康福祉病院常任委員会 イ 健康福祉部の所管及びこれに関連すること。 (新設) ロ (略)	四 健康福祉病院常任委員会 イ 健康福祉部の所管及びこれに関連すること。
五・七 (略)	五・七 (略)	五・七 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)	2・3 (略)

3月22日の議事予定

開 議

- 諸報告
- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
 - ・意見書案の提出について
 - ・決議案の提出について
 - ・議提議案の配付について

日程第1 議案第2号から議案第118号まで並びに
議提議案第1号 [委員長報告、討論、採決]

日程第2 請願の件 [討論、採決]

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号 [討論、採決]

日程第4 決議案第1号 [討論、採決]

日程第5 議提議案第2号及び議提議案第3号
[提案説明、採決]

日程第6 議提議案第4号 [採決]

休会の件

散 会

委員長会議

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

広聴広報会議

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序（案）

H30. 3. 20

【平成30年】

●5月 常任委員会（所管事項説明）

5/23(水)	戦略企画雇用経済	教育警察
5/24(木)	環境生活農林水産	(仮)医療保健子ども福祉病院
5/25(金)	総務地域連携	防災県土整備企業

●6月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

6/19(火)	戦略企画雇用経済（戦）	環境生活農林水産（環）	(仮)医療保健子ども福祉病院（医・病）
6/20(水)	総務地域連携（地）	防災県土整備企業（防）	教育警察（教）
6/21(木)	戦略企画雇用経済（雇）	環境生活農林水産（農）	(仮)医療保健子ども福祉病院（子）
6/22(金)	総務地域連携（総）	防災県土整備企業（県・企）	教育警察（警）

●10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

10/ 4(木)	戦略企画雇用経済（雇）	防災県土整備企業（防）	(仮)医療保健子ども福祉病院（医・病）
10/ 5(金)	総務地域連携（地）	環境生活農林水産（環）	教育警察（警）
10/ 9(火)	戦略企画雇用経済（戦）	防災県土整備企業（県・企）	(仮)医療保健子ども福祉病院（子）
10/10(水)	総務地域連携（総）	環境生活農林水産（農）	教育警察（教）

●11月 予算決算常任委員会分科会（単独開催）

10/31(水)	戦略企画雇用経済	防災県土整備企業	教育警察
11/ 1(木)	総務地域連携	環境生活農林水産	(仮)医療保健子ども福祉病院

●12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

12/10(月)	戦略企画雇用経済（戦）	環境生活農林水産（環）	(仮)医療保健子ども福祉病院（医・病）
12/11(火)	総務地域連携（地）	防災県土整備企業（防）	教育警察（教）
12/12(水)	戦略企画雇用経済（雇）	環境生活農林水産（農）	(仮)医療保健子ども福祉病院（子）
12/13(木)	総務地域連携（総）	防災県土整備企業（県・企）	教育警察（警）

○ () 内は、部局名。

防：防災対策部、戦：戦略企画部・部外、 総：総務部、 医：(仮)医療保健部、 子：(仮)子ども・福祉部、

環：環境生活部、 地：地域連携部、 農：農林水産部、 雇：雇用経済部、 県：県土整備部、 企：企業庁、

病：病院事業庁、 教：教育委員会、 警：警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

- | | | |
|--------|---------------------|----------|
| ○ 委員会室 | 総務地域連携常任委員会 | 301 委員会室 |
| | 戦略企画雇用経済常任委員会 | 302 委員会室 |
| | 環境生活農林水産常任委員会 | 201 委員会室 |
| | (仮)医療保健子ども福祉病院常任委員会 | 501 委員会室 |
| | 防災県土整備企業常任委員会 | 202 委員会室 |
| | 教育警察常任委員会 | 502 委員会室 |

平成30年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
5月	11日	金	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	休 会	
	15日	火	休 会	代表者会議
	16日	水	休 会	代表者会議
	17日	木	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	18日	金	本会議 役員選出	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	休 会	
	22日	火	休 会	代表者会議
	23日	水	委員会 所管事項説明〔戦略企画雇用経済、教育警察〕	
	24日	木	委員会 所管事項説明〔環境生活農林水産、(仮)医療保健子ども福祉病院〕	
	25日	金	委員会 所管事項説明〔総務地域連携、防災県土整備企業〕	
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	休 会	議会運営委員会
	29日	火	休 会	
	30日	水	委員会 特別委員会(年間活動計画策定)	
6月	1日	木	休 会	
	2日	金	休 会	
	3日	土		
	4日	月	本会議 議案上程(6月定例月会議)	議案聴取会
	5日	火	休 会	
	6日	水	休 会	
	7日	木	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	8日	金	休 会	
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	本会議 一般質問	
	12日	火	休 会	
	13日	水	本会議 一般質問	
	14日	木	休 会	
	15日	金	本会議 一般質問	
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	休 会 (予算決算常任委員会総括質疑)	
	19日	火	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、(仮)医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	20日	水	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	21日	木	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、(仮)医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	22日	金	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	23日	土		
	24日	日		
	25日	月	休 会 (常任委員会予備日)	
	26日	火	休 会 (委員会等予備日)	
	27日	水	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	28日	木	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	29日	金	本会議 採決(6月定例月会議)	
	30日	土		

※ 請願陳情の受理

・6月4日(月) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・3月23日(金)～6月3日(日)

委員会の決定（否決）と本会議の採決結果が異なる 可能性がある場合の本会議の採決方法について

1 「委員会の決定どおり否決」を諮る方法

委員会の審査結果を尊重するという考え方から、委員会の決定どおりを諮る方法。

- ①「委員長の報告は否決であります。委員長の報告どおり否決と決することに賛成」を諮る。

(1) 起立多数：「否決」が確定。

(2) 起立少数・起立半数：直ちに「可決」・「議長裁決」とはならない。

・起立しない議員の中には、原案に賛成の議員以外に、態度保留者が入っている可能性があるため。

→ ②改めて「原案のとおり決することに賛成」を諮る。

・起立多数：「可決」が確定。

・起立少数：「否決」が確定。

・可否同数：議長裁決。

<参考：過去の本会議での採決方法>

三重県議会では、議案・請願の本会議での採決について、委員会での決定どおりを諮っている。

2 「原案の賛成」を諮る方法

可を諮る原則に則り、議案の原案に賛成かどうかを諮る方法。

- 「原案のとおり決することに賛成」を諮る。

この場合は、採決1回で「可決」又は「否決」が確定する。

<参考：三重県議会会議規則>

(起立による表決)

第63条 議長は、起立によって表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。